

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件
原告 ●● ●● 外123名
被告 仙台パワーステーション株式会社

証 拠 説 明 書 9

(甲A27～30号証)

2019年7月24日

仙台地方裁判所 第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男
外

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
A27	仙台PS健康調査質問票集計	原本	2019.7.21	仙台錦町診療所・産業医学健診センター 広瀬俊雄、原告ら代理人弁護士 畠山裕太
A28	仙台PS健康調査質問票集計(5km以内群)	原本	2019.7.21	同上

A29	仙台P S 健康調査質問票集計（5 km 以外群）	原本	2019.7.21	同上	<p>甲 A 2 7 のシート㊟ - 2 を印刷したもの。</p> <p>5 km 以外群は、母数 4 4 名であり、変化項目が 5 項目以上あるものは 3 名、うち 6 項目以上変化した者の数が 2 名であったこと等が明らかになった。</p>
A30	仙台パワーステーション稼働による大気汚染および健康影響の評価	原本	2019.7.23	Lauri Myllyvirta、CliffordChuwah、原告ら代理人	<p>甲 A 1 1 の 2 につき、内山専門委員からの指摘を踏まえ、加筆修正するとともに、解説文等を添付したもの。</p>